

精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月西日本旅客鉄道株式会社公告第9号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

2026年2月27日

現行	改正
<p data-bbox="405 344 475 376">(前略)</p> <p data-bbox="121 445 237 477">(取扱区間)</p> <p data-bbox="89 495 802 566"><b>第5条</b> 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="121 582 802 745">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅 <b>相互区間</b>とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、<b>片道の</b>営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="121 763 802 835">(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p data-bbox="400 898 491 929">(以下略)</p>	<p data-bbox="1145 344 1216 376">(前略)</p> <p data-bbox="858 445 975 477">(取扱区間)</p> <p data-bbox="829 495 1543 566"><b>第5条</b> 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="858 582 1543 745">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅 <b>相互間</b>とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によつて単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="858 763 1543 835">(2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。</p> <p data-bbox="1129 898 1220 929">(以下略)</p>